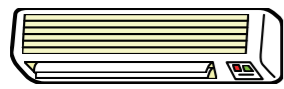


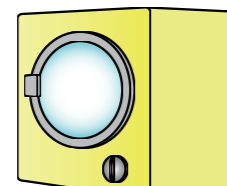
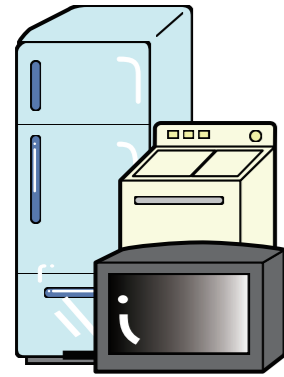
市で収集しないごみ

家電四品目

テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは下記のいずれかの方法で排出してください。処理にかかる費用は自己負担となります。



※1



※2

- 1 購入したお店、または新たに購入するお店に引き取りを依頼する。
- 2 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する。
函館清掃事業協同組合(54-3565)が紹介します。
- 3 自分で持ち込む。
 - 指定引取場所に持ち込む場合
(事前に郵便局で再商品化料金の振り込みが必要)
 - ・(株)馬場本商店 西桔梗町 112-2 49-6668
 - ・日本通運(株) 万代町 18-12 43-7772
 - 中間処理施設に持ち込む場合
 - ・(株)クロダリサイクル 西桔梗町 246-27 49-8880

- ※1 カーナビ・車載用テレビや携帯式液晶テレビなどを除く。
- ※2 つり下げ袋の中でハンガー掛けした衣類を温風乾燥するものなどを除く。

適正処理困難物・その他

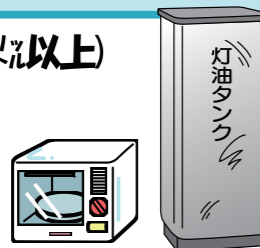
品目により処理の方法が異なり、処理にかかる費用は自己負担となります。

・パソコン ・ワープロなど



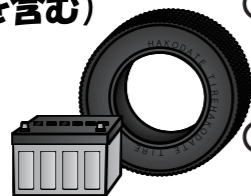
- 各メーカーに問い合わせる。(パソコンのみ)
- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する。
 - ・函館清掃事業協同組合(54-3565)が紹介します。
- 中間処理施設に持ち込む場合
 - ・(株)クロダリサイクル 西桔梗町 246-27 49-8880

・灯油タンク(90ℓ以上) ・電子レンジ



- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する。
 - ・函館清掃事業協同組合(54-3565)が紹介します。
- 自分で持ち込む。
 - ・(株)クロダリサイクル 西桔梗町 246-27 49-8880
 - ・(株)馬場本商店 西桔梗町 112-2 49-6668

・自動車(原動機付自転車を含む) およびその一部 ・オートバイ ・タイヤ・バッテリーなど



- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する。
 - ・函館清掃事業協同組合(54-3565)が紹介します。
- ガソリンスタンド・自動車整備工場
・カー用品店などへ問い合わせる。

※ このほかに、劇薬、農薬、ガスボンベ、ドラム缶、消火器などがあります。

多量ごみ

- 各処理施設へ搬入。(燃やせるごみの搬入は要予約56-3819)
- 収集運搬許可業者に引き取りを依頼する。

ごみの出し方の手引き

燃やせるごみ

燃やせないごみ

指定ごみ袋で出してください。

- ※ ごみ処理券は、指定ごみ袋に入らない大きさのものに直接貼ってください。
- ※ ダンボール箱や市販の袋にごみを入れて、ごみ処理券を貼って出しても収集しません。

缶・びん ペットボトル

プラスチック 容器包装

透明な袋で出してください。

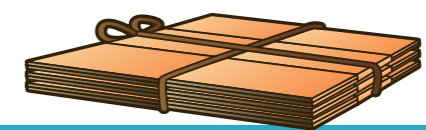
- ※ 缶・びん・ペットボトルは、きれいにすすいでから出してください。
- ※ プラスチック容器包装は中身を取り除き、軽くすすいでから出してください。
- ※ クリーニング店の洗濯物が入っているビニールは、破れるので使用しないでください。

ごみは正しく分別をして決められた収集日の朝8時00分までに出してください。



新聞・雑誌・ダンボールなどは、大切な資源です。ごみとして出さず、リサイクルしましょう。

- 町会や自治会などが、毎月回収日を決めて集団資源回収を行っています。各団体の連絡先や回収日・回収品目については環境推進課85-8238にお問い合わせください。
- 自分で持ち込む場合は、下記の業者で受入れをしておりますので、詳しくは直接お問い合わせください。※一般家庭から排出されたものは無料となります。
 - ・(株)函館古紙センターいしま 函館市日乃出町 18-13 55-0131
 - ・(株)丸升増田本店函館支店 函館市西桔梗町 252-56 49-5373
 - ・(株)もっかいトラス函館営業所 函館市西桔梗町 860-5 50-9595



※ より詳しい分別については、各家庭に配布している「家庭ごみ分別マニュアル」をご参照ください。お持ちでない方は、下記へご連絡ください。

函館市環境部 恵山クリーンセンター
函館市高岱町428-1 Tel85-2213



燃やせるごみの指定ごみ袋（桃色）で出してください。ごみ処理券は、指定ごみ袋に入らない大きさのものに直接貼ってください。



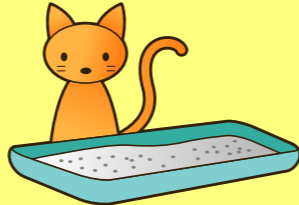
○生ごみ
(十分に水分をきる)



○紙くず・タバコの吸がら
紙おむつ (汚物はトイレに)



○布
○衣類



○ペット用
トイレ砂やシート



○ゴム・皮革類



○太さ・厚さ10cm未満で
長さ50cm未満の枝・木



○布団や
マットレス



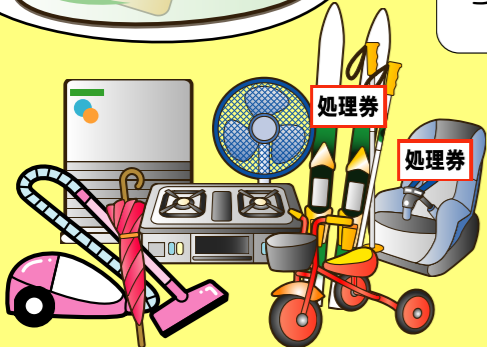
○50cm未満の
プラスチック製品



ダンボール箱や市販の袋にごみを入れて、ごみ処理券を貼って出しても収集しませんのでご注意ください。



燃やせないごみの指定ごみ袋（緑色）で出してください。ごみ処理券は、指定ごみ袋に入らない大きさのものに直接貼ってください。



○掃除機・三輪車・
スキー・ポータブル
ストーブ (灯油
電池を抜いて) など



○じゅうたん (6畳未満)



○50cm以上の
プラスチック製品



○刃物・割れたガラス
(厚紙などに包んで
「キケン」と表示し
てください。)



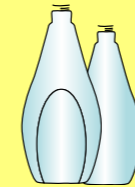
○カセット式
ガスボンベ
(使い切る)
・スプレー缶 (出し切る)
(できるだけ他の物と区別し
別の燃やせないごみの袋で)



プラスチック容器包装は、中身を取り除き、軽くすすいでから透明な袋で出してください。商品を買った際に、商品を包んでいたプラスチック製（ビニール・ナイロンなど）の容器や包装が対象です。



← 目印はこのマーク



○チューブ



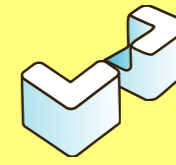
○トレイ・パック・カップ類



○ポリ袋・ラップ類



○プラボトル・ふた
(ふたは必ずはずす)



○発泡スチロール
(容器・緩衝材)



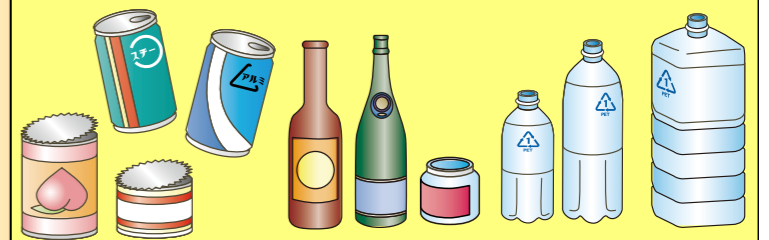
○アルミとの
複合素材

汚れの落ちなかったものやプラスチックの歯ブラシ・文具・玩具などは「燃やせるごみ」になりますのでご注意ください。



- ・びん・ペットボトルのふたは、必ずはずしてください。
- ・紙製・コルクのふた「燃やせるごみ」
- ・金属製のふた「燃やせないごみ」
- ・プラスチック製のふた「プラスチック容器包装」
- ・ペットボトルのラベルをはがす。

缶・びん・ペットボトルは、きれいにすすいでから透明な袋で出してください。



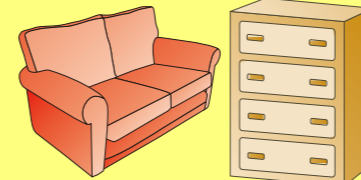
○缶

○びん

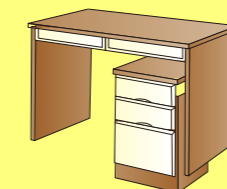
○ペットボトル

※20cm以下のもの

粗大ごみ

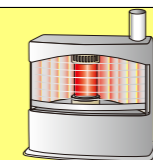


○じゅうたん (6畳以上)

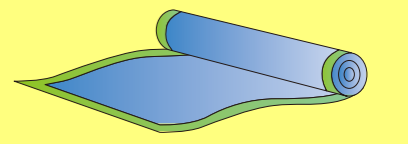


○自転車

粗大ごみは、申し込み制です。
・環境部清掃事業課 (51-5163)
係員が収集日と処理券の金額をご案内いたします。



○大型家具 (ベッド・机・たんす) など



重量がおおむね10kg以上100kg以下のもの、辺または径がおおむね2m以下のもの。